

6/1より  
受付

# 湖南省で

## 新婚生活を始めませんか？



39歳以下の  
新婚夫婦対象

18万円の  
補助交付

先着順

湖南省では、新婚世帯の新生活に必要な  
住居費や引越し費用などを支援しています。

### 対象世帯 (全てに該当する世帯)

- 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し受理されている
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- 令和7年1月から令和7年12月中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である(世帯収入が約680万円未満に相当)
- 他の公的制度による家賃補助を受けていない
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていない
- 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき日本国の永住権を有している
- 市税の滞納がない

### 補助額

- 1世帯あたり上限18万円
- 市内在住の直系親族と同一敷地内で居住する場合  
夫婦ともに29歳以下：上限60万円  
夫婦ともに39歳以下：上限30万円

### 対象経費

物件の購入費・リフォーム費・賃料  
敷金・礼金・共益費・仲介手数料  
引越業者に支払った実費

### 申請期間

令和8年6月1日(月)から  
令和9年2月26日(金)まで

※予算がなくなり次第受付終了

お問い合わせはこちらまで↓

湖南省役所 総合政策部 企画調整課(東庁舎)

TEL：0748-71-2316 FAX：0748-72-2000

E-mail：kikaku@city.shiga-konan.lg.jp

市HP▶



## 申請に必要な書類

- 交付申請書・・・市HPからダウンロードできます。
- 住民票・・・個人情報確認同意書より省略可
- 納税証明書・・・個人情報確認同意書より省略可
- 個人情報確認同意書・・・市HPからダウンロードできます。
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
  - 婚姻届受理証明書・・・婚姻届を提出した自治体で入手できます(郵送取り寄せ可)
  - 婚姻後の戸籍謄本・・・婚姻後の本籍地がある自治体で入手できます(郵送取り寄せ可)
- 所得証明書（夫婦2人分）
  - 令和8年6月1日以降交付されます。
  - 令和7年1月1日に住所のあった自治体で交付されます(郵送取り寄せ可)
  - 働いていない場合でも、発行してください。
- 口座が確認できるもの(通帳の見開きページ、キャッシュカード)の写し
  - 口座番号、名義人(カタカナ)、金融機関名、支店名、預金の種類(普通、当座)がわかる部分

## 貸与型奨学金を返済した場合

- 返済したことがわかるもの（所得証明書と同一期限内）

## 結婚を機に転職・離職した場合

- 転職・離職した翌月の給与明細書の写し
- 離職票・・・離職した会社から発行してもらえます。再発行の場合はハローワークでも可

## 住宅費（賃貸）の場合

- 賃貸契約書の写し
- 領収書の写し・・・令和8年4月1日以降に支払ったもの
- 住宅手当支給証明書（夫婦2人分）
  - 支給の有無にかかわらず、勤務先に記入してもらってください。
  - 市HPからダウンロードできます。

## 住宅費（購入）の場合

- 売買契約書の写し
- 領収書の写し・・・令和8年4月1日以降に支払ったもの

## 引越しの場合

- 引越し費用についての領収書の写し・・・引越し業者に支払ったもののみ対象
- その他市長が必要と認める書類